

## ◆◆◆ 国保

## 新しい保険証を送付します

現在お使いの国民健康保険被保険者証（保険証）の有効期限は令和6年（2024年）3月31日（日）までです。

4月1日（月）からお使いいただく新しい保険証は、3月中旬ごろから順次、簡易書留郵便でお届けします。3月末までは現在お持ちの保険証をお使いください。有効期限が切れた古い保険証はご自分で処分してください。

マイナ保険証に移行する関係で、例年より長い有効期限（令和7年（2025年）12月1日（月）まで）となっておりますので、失くさないようご注意ください。

なお、転職や転居などで加入している保険が変更した場合、使えなくなります。

※国民健康保険税に滞納のある方で、滞納の状況によっては有効期限の短い保険証などを交付します。滞納のままにせず、速やかに納めていただくか、納付相談をしていただくようお願いいたします。

## ●マイナ保険証とは

マイナンバーカードを保険証として利用することです。本年12月2日

（月）からは現行の保険証は発行されなくなり、マイナ保険証をご利用ください。

※マイナ保険証を保有していない方には、お手元にある保険証が使用できなくなる前に、申請不要で「資格確認書」が交付され、引き続き医療を受けることができます。

※マイナ保険証を紛失した場合は、保険者に申請いただくことで、「資格確認書」が交付されます。

## 「マイナ保険証を使うメリット」

①紙の保険証よりも皆さまの保険料で賄われている医療費を20円節約でき、自己負担も低くなります。

②過去のお薬情報や健康診断の結果を見られるようになるため、体の状態や他の病気の推測をして治療に役立てることができ、また、お薬の飲み合わせや分量を調整してもらいやすくなります。

③限度額適用認定証がなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払いが免除されます。

## ●マイナンバーカードを健康保険証として利用するには

①マイナンバーカードを申請する。

・オンライン申請  
・郵便による申請

・街中にある証明写真機からの申請  
②マイナンバーカードを健康保険証として登録する。

・医療機関・薬局（カードリーダー）の受付で行う

・マイナポータルから行う  
・セブン銀行ATMから行う

※申請・登録の手続きは、役場窓口でも支援を行っています。

## 問 住民課（吉備庁舎）

医療保険の切り替え手続き  
お忘れではありませんか

「職場の健康保険をやめたとき・家族の健康保険の扶養から外れたとき」

職場の健康保険をやめて新しい職場の健康保険などに加入されるまでの期間は、国民健康保険への加入の手続きが必要です。

## ●申請に必要なもの

・健康保険資格喪失証明書  
※本書は会社または健康保険組合でもらってください。またできれば会社の電話番号を控えてきてください。

・来庁者の本人確認書類（運転免許証など）

「職場の健康保険に加入したとき・家族の健康保険の扶養に入ったとき」

現在、国民健康保険に加入している方で、他の保険（職場の健康保険など）に加入した場合は、必ず届けてください。

## ●申請に必要なもの

・新しい保険証（職場の健康保険証など）

・国民健康保険被保険者証（返却のため）

・来庁者の本人確認書類（運転免許証など）

※来庁者が同一世帯員でない場合は、委任状が必要です。

※各種届け出の際、マイナンバーの記入が必要になる場合があります。来庁の際はマイナンバーカードをお持ちください。

## ●その他

他の健康保険に加入された後、医療機関で誤って国民健康保険被保険者証を提示して診療を受けた場合、国民健康保険から支払われた金額を返還いただくことになります。他の健康保険に加入され、新しい保険証が手元に届くまでの間はご注意ください。

## 問 住民課（吉備庁舎）

「もしもの時」のために登録を  
ありだがわ防災・行政ナビ

「ライブジョンアプリ」をインストールしてください。



iOS (iPhone)

android (スマートフォン)